

## 盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針について

1. 概 要

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣）が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定することとしている。
- 今回お示しする基本方針（案）は、「盛土による災害の防止に関する検討会」からの提言（令和3年12月）の内容をベースに、必要な追加等を行っている。
- この基本方針（案）については、本日いただいたご意見を踏まえて必要な修正を行った上で、9月末に地方公共団体に対して事前提示する予定。
- なお、基本方針は、今後も運用の整理等を踏まえて必要な見直しを加えた上で、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴いて定めることとなる。

2. 検討スケジュール（案）

令和4年9月9日（金）	第3回検討会	基本方針（案）の検討
9月末		地方公共団体に基本方針（案）を事前提示
令和5年5月		社会資本整備審議会等の意見聴取
		基本方針の公布・施行

3. 基本方針（案）

→別紙

※本基本方針（案）は、今後、必要な見直しを加えた上で、社会資本整備審議会等の意見を聴いて定める予定

- 1
- 2 **宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（案）**
- 3
- 4 （目次）
- 5 一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する
- 6 基本的な事項
- 7 1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け
- 8 2 盛土等に伴う災害の防止の考え方について
- 9 （1）盛土規制法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置
- 10 （2）法施行体制・能力の強化
- 11 （3）不法又は危険な盛土等への対応
- 12 二 基礎調査の実施について指針となるべき事項
- 13 1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方
- 14 2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- 15 （1）調査の実施に当たっての基本的考え方
- 16 （2）宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査
- 17 （3）特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- 18 （4）基礎調査の結果の通知及び公表
- 19 （5）規制区域の指定後の基礎調査の実施
- 20 3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- 21 （1）調査の実施に当たっての基本的考え方
- 22 （2）造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- 23 （3）基礎調査の結果の通知及び公表
- 24 4 盛土等に伴う災害の防止のための調査
- 25 （1）盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置づけ
- 26 （2）盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査
- 27 （3）基礎調査の結果の通知及び公表
- 28 三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定に
- 29 ついて指針となるべき事項
- 30 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項
- 31 （1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定
- 32 （2）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応
- 33 2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
- 34 （1）造成宅地防災区域の指定
- 35 （2）造成宅地防災区域指定後の対応
- 36 四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
- 37 1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等
- 38 2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 1 3 盛土等の土壌汚染等に係る対応
- 2 4 太陽光発電に係る対応
- 3

1 一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する  
2 基本的な事項

3 1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本  
4 方針」という。）の位置付け

5 令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失わ  
6 れ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほかにも、全  
7 国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的、物的被害が確認  
8 される等、盛土等（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。以下同じ。）による災害の防  
9 止は喫緊の課題となっており、今回の災害を教訓として、盛土等に伴う災害の防止に向けた対応  
10 にしっかり取り組まなければならない。

11 盛土等に伴う災害の防止に向けては、各々の地方公共団体の自治事務による対応が不十分なも  
12 のとならないよう、広域的な対応の観点から、国による関与が不可欠である。また、盛土等に伴  
13 う災害の防止については、宅地、農地、森林等の土地利用行政、あるいは廃棄物行政等、多くの  
14 行政分野に及ぶことから、関連する様々な省庁による緊密な連携の下、取り組んでいくことが必  
15 要である。

16 また、地方公共団体が果たす役割も非常に大きい。災害危険性の高い盛土等が把握された場合  
17 は、住民への周知等が重要となってくるほか、安全性を確保するための一刻も早い対策とともに、  
18 現場における強固な法施行体制が求められる。さらに、公共工事の発注者、すなわち建設発生土  
19 の発生原因者の立場として、しっかりと取り組むことが重要である。なお、盛土問題については、  
20 広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村とが、適切な役割分担の下、緊密に連携  
21 し対応していくことが非常に重要である。

22 さらに、建設発生土の管理を行う建設業者や運送業者、廃棄物処理業者等をはじめとした、盛  
23 土に関する民間事業者についても、違法な盛土や不適切な工法の盛土の発生責任の一端を担って  
24 いるとの意識の下、より一層の取組が求められる。

25 このように、盛土等に関連する主体は公共から民間まで多岐にわたっていることに加え、その  
26 対応策は、土地利用規制、廃棄物処理等多くの行政分野に及ぶものであり、関係者一人一人が社  
27 会的な役割と責任を果たしていくとともに、行政分野間で相互に連携しながら取組を進めていく  
28 ことが効果的であることから、国が盛土等への対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を  
29 示すとともに、関連する対応策を総覧できる基本方針を策定し、その方針の下で、地方公共団体  
30 が規制等を円滑に実施できるようにすることが重要である。

31 この基本方針は、このような認識の下、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191  
32 号。以下「盛土規制法」という。）第3条第1項の規定に基づき、盛土等に伴う災害の防止を図る  
33 ために必要な事項を定めるものである。

34  
35 2 盛土等に伴う災害の防止の考え方について

36 盛土等に伴う災害の防止に当たっては、従来、土地利用に関する各法律によりそれぞれ規制し  
37 ていたことから、結果として、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していた。ま  
38 た、地方公共団体で定める盛土等の規制に関する条例（以下「盛土等条例」という。）について

1 も、規制内容に地域差があったため、結果として、規制の弱い地域に危険な盛土等が発生してい  
2 たと考えられる。このような状況を踏まえ、従来の「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含め  
3 抜本的に改正し、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の  
4 基準で包括的に規制することとした。

5 盛土規制法に基づく規制を実効性のあるものとするためには、国及び地方公共団体において、  
6 盛土規制法を施行するために必要な組織体制の構築や連携の強化を図ることにより、法施行体  
7 制・能力を強化し、不法又は危険な盛土等への対応を含め、盛土等に伴う災害の防止のために万  
8 全を期すことが重要である。また、国においては、地方公共団体において盛土規制法の運用が円  
9 滑かつ適切に行われるよう、必要なガイドラインの整備や技術的な支援等を行うものとする。

## 11 (1) 盛土規制法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置

### 12 ①隙間のない規制

13 盛土規制法では、都道府県知事等（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ  
14 指定都市又は中核市の長。以下同じ。）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛  
15 土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、当該規制区域内で行われる  
16 盛土等を都道府県知事等の許可の対象とするとともに、宅地造成等の際に行われる盛土や切土だ  
17 けでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象としている。

18 また、都道府県等（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中  
19 核市。以下同じ。）が盛土等に伴う災害発生リスクを正確に把握し、規制区域の設定や盛土等に  
20 伴う災害の防止のために必要な対策を的確かつ迅速に遂行できるよう、定期的に、包括的な基礎  
21 調査を行うこととしている。

22 具体的な基礎調査の実施方法や規制区域の指定にあたっての考え方については、二及び三を参  
23 照するものとする。

### 25 ②盛土等の安全性の確保

26 盛土規制法では、盛土等を行うエリアの地形、地質等に応じて、災害防止のために必要な許可  
27 基準（工事の技術的基準、工事主の資力及び信用、工事施行者の信用並びに土地所有者等の同  
28 意）を定めるとともに、当該許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するた  
29 め、盛土等の規模に応じて、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査  
30 を実施することとしている。

31 盛土規制法所管部局は、許可の申請又は届出を受けた場合にあっては、他の土地利用規制部局  
32 等と連携し相互に盛土等の情報を共有すること等により、不法な盛土等が行われることがないよ  
33 う留意すべきである。

34 国は、都道府県等において盛土規制法に基づく許可や検査、定期報告等が適正かつ円滑に行わ  
35 れるよう、具体的な運用に関するガイドラインを整備するものとする。

36 また、盛土等の実施に当たり安全かつ適正な工事が円滑に行われるよう、工事主は、盛土等の  
37 許可の申請をするときは、あらかじめ周辺地域の住民に対して工事の内容の事前周知（説明会の  
38 開催等）を行うこととしている。

1 この際、工事施行中における粉塵の飛散防止対策や工事車両の通行に関する配慮等、工事に関  
2 して住民等から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分配慮した工事を行うことが求められる。

3 加えて、盛土等の規制について、条例又は規則により、工事の技術的基準の強化のほか、定期  
4 報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができることとしており、都道府県等は、必  
5 要と認める場合は、地域の実情に応じた措置を講じるものとする。

### 7 ③責任の所在の明確化

8 盛土規制法では、土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地の所有者等」という。）が常  
9 時安全な状態に維持する責務を有することを明確化するとともに、災害防止のため必要なとき  
10 は、土地の所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとしてい  
11 る。

12 国及び地方公共団体は、盛土等が行われる土地の所有者等に土地の保全等に関する努力義務が  
13 生じることや、盛土等を実施した結果、不動産登記簿に記載されている地目が現況と異なる場合  
14 においては、災害の防止や土地の適切な管理の観点から、土地所有者において、地目を現況に応  
15 じて適切に変更することについて、継続的に普及啓発を行うことが重要である。

16 また、盛土規制法所管部局は、不法又は危険な盛土等が把握された場合は、他の土地利用規制  
17 部局や警察とも連携し、いたずらに行政指導を繰り返すことなく、原因行為者、土地所有者等へ  
18 の行政処分を適切に行うことが重要である。

19 国は、地方公共団体による不法又は危険な盛土等への対処が適切に行われるよう、違法性の疑  
20 いのある盛土等を発見した際の違法性や安全性等に関する現認方法や、その後の対応のために必  
21 要な法的手続きや安全対策等について、ガイドラインを整備するものとする。

### 23 ④実効性のある罰則の措置

24 盛土規制法では、無許可行為、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑につい  
25 て、条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下又は罰金1,000万円以下）  
26 している。また、法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置（最大で罰金  
27 3億円以下）している。

28 盛土規制法所管部局は、不法又は危険な盛土等に係る原因行為者、土地所有者等が行政処分に  
29 従わない場合は、他の土地利用規制部局や警察とも連携し、刑事告発も含めた対応を検討するこ  
30 とが重要である。

## 32 （２）法施行体制・能力の強化

### 33 ①盛土規制法の施行に必要な組織体制の構築

34 盛土等に伴う災害の防止を図るためには、各関係制度を所管する関係部局間で緊密に連携する  
35 ことが重要であることから、国においては、関係府省連絡会議を継続して開催する等体制を充実  
36 するとともに、制度を運用する地方公共団体の課題に関係府省で連携して対応するものとする。

37 また、地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立するとともに、宅地造成担  
38 当部局、農地担当部局、森林担当部局や盛土等条例担当部局等の土地利用規制担当部局が、盛土

1 規制法所管部局のもとそれぞれ主体的に盛土規制法の運用に関与し、廃棄物規制部局、環境部局  
2 等の関係部局や警察とも連携しつつ、既存法令等による対応も含め、総力を挙げて盛土等の安全  
3 対策に取り組むことが重要である。

4 特に、盛土規制法に基づく規制区域内の土地で許可を受けていない盛土等が作られた場合や、  
5 許可を受けたものの申請と異なる盛土等が作られた場合等、不法又は危険な盛土等に対する対処  
6 体制をしっかりと確立する必要がある。

7 不法又は危険な盛土等については、盛土規制法所管部局だけでなく、他の土地利用規制担当部  
8 局や廃棄物規制部局、警察等関係部局等と緊密に連携して対応する必要があるため、定期的に関  
9 係者による連絡会議を開催することが重要である。

10 さらに、必要に応じて、これらの関係部局間で人事交流を行う等、関係部局間の連携がより一  
11 層効果的になる取組を行うことが求められる。

12 加えて、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、砂防法（明治  
13 30 年法律第 29 号）等の関係法令に基づく許可等に際しては、許認可等権者において盛土規制法  
14 に基づく許可の状況を確認する等、関係法令と一体的に運用することが重要である。

15 なお、地方公共団体は盛土規制法所管部局の体制及び関係部局との連携体制を構築する必要が  
16 あるが、その際、既存の法制度所管部局との整合性、規制当局としての専門性・中立性の確保、  
17 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、森林法、農地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭  
18 和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、盛土等条例等の関連法令所管部局との連  
19 携体制の確保等に留意すべきである。また、国は、地方公共団体の取組状況を把握し、情報提供  
20 や助言を行う等、早期の執行体制の確立を促すものとする。

## 22 ②国土交通省及び農林水産省の連携及び役割

23 盛土規制法の施行に当たっては、宅地や農地、森林等の土地の用途に関わらず、国土交通省及  
24 び農林水産省が連携して対応する。具体的には、国土交通省は主に宅地に関する見地から、農林  
25 水産省は主に農地、森林等に関する見地から、それぞれにおいて蓄積された知見を合わせ、規制  
26 区域の指定基準や技術的基準の策定、安全対策の確保等、両省が一体となって必要な対応を行う  
27 ことにより、盛土等に伴う災害の防止に効果的に取り組むこととする。

### 29 (3) 不法又は危険な盛土等への対応

30 過去の盛土の崩落事例では、法令に基づく改善命令等が行われたケースが必ずしも多くないこ  
31 とから、制度の運用に当たっては、ノウハウの共有や体制等を考慮していく必要がある。盛土規  
32 制法を実効性のあるものとするためには、衛星写真データ等の活用も含めた平素からの監視や違  
33 反行為の早期発見、関係機関での情報共有や違法行為を実施した行為者等に対する迅速な行政処  
34 分等、不法又は危険な盛土等に対処するために必要な対策を講じることが極めて重要である。

35 また、行政の法施行体制・能力の強化のみならず、住民、地域の建設関連事業者等も含め、地  
36 域一体となった不法又は危険な盛土等への監視体制を整えていくことも必要である。併せて、盛  
37 土等の行為や土砂の運搬等に関連する事業者への対応を強化することが重要である。

38 加えて、近年増加が懸念される所有者不明土地においても不適切な盛土等が発生しないよう、

1 関係行政機関が連携し適切な措置を講じることが必要である。

### 3 ①不法又は危険な盛土等を把握しやすい体制や環境の整備

4 盛土規制法に基づく許可を受けた盛土等については、都道府県知事等による許可地一覧の公表  
5 や、建設現場等における許可を受けている旨の表示が行われることとなる。地方公共団体におい  
6 ては、地域住民、関係市町村長等が不法な盛土等を認識しやすい環境を整備するとともに、ワン  
7 ストップの相談窓口を整備する等、通報しやすい環境を整備することが重要である。その際、周  
8 辺住民も必要な情報を確認できるよう、都道府県知事等により許可地一覧を公表する際には、ホ  
9 ームページ等によることを基本とする。

10 また、都道府県及び市町村の関係部局間において、入手した不法又は危険な盛土等に関する通  
11 報情報を共有することで、当該盛土等の早期発見に努めるべきである。

12 さらに、都道府県が盛土規制法の施行権限を有する地域においても、地域の実情に精通する市  
13 町村との間で盛土等に関する情報を共有するとともに、森林法、農地法、砂防法等関係法令を所  
14 管する都道府県と市町村、必要な場合は国の機関も含め、不法又は危険な盛土等の対応について  
15 緊密に連携することが重要である。

16 加えて、盛土規制法所管部局における現場検査やパトロール等により、盛土等に廃棄物が混入  
17 する事案や土壌汚染が疑われる事案が確認された場合、担当部局へ速やかに情報を共有し、関係  
18 部局が連携して対応することが重要である。

19 このほか、盛土規制法所管部局と他の関係部局との連携による定期的なパトロールの実施も効  
20 果的であると考えられる。

### 22 ②危険な盛土箇所に関する対策

#### 23 1) 基本的な考え方

24 災害危険性の高い盛土等が把握された場合には、盛土の崩落等により人家等への影響が懸念さ  
25 れることから、安全性を確保するための対策を早期に実施する必要がある。

26 対策は行為者等による是正措置が基本となる。このため、盛土規制法所管部局と廃棄物規制部  
27 局、土地利用規制部局等が連携し、地方公共団体等から行為者等に対し、速やかに是正指導を行  
28 うべきである。

29 他方、これまでの実例を踏まえると、行為者等が是正指導に従わない場合、又は存在しない、  
30 特定できない場合等、対策が円滑に進捗しないケースが見受けられる。また、行為者等による是  
31 正のみでは、対策までに大幅な時間を要し、安全確保に必要な対策を十分かつ機動的に実施でき  
32 ないことも十分懸念される。

33 このため、災害危険性の高い盛土等については、行為者等による是正措置のみならず、対策の  
34 緊急性等を踏まえながら、地方公共団体等による対策も含め、実施する必要がある。国は、こう  
35 した地方公共団体等による安全対策に対し、必要に応じ長期間にわたって、継続的な支援を行う  
36 ものとする。

37 また、安全対策が完了するまでの間、現地における監視体制の充実や緊急時の通報体制の構築  
38 等により、盛土の崩落等による被害を未然に防止・軽減する取組を行うことも重要である。



1 また、不法又は危険な盛土等への対応については、行政代執行等難しい判断が求められる場合  
2 もあることから、必要に応じて、有識者等から意見を聴くことも考えられる。

## 3 2) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

5 盛土規制法その他の法令上の手続きが適切にとられていない盛土等については、地方公共団体  
6 より行為者に対し、撤去等の必要な是正措置をとるよう速やかに指導を行う必要がある。特に、  
7 災害危険性の高い盛土等については、優先して重点的に指導することが求められる。行為者がこ  
8 れに応じず、法令等に基づく行政処分等の対象となる場合は、躊躇なくこれを行い、厳正に対処  
9 するべきである。

10 また、行為者が行政処分等に応じない場合や、行為者が確知できない場合で、法令等に基づき、  
11 土地所有者等に対して行政処分等が可能な場合は、地方公共団体より土地所有者等に対しても、  
12 必要な是正措置をとるよう指導する必要がある。当該者がこれに応じない場合は、躊躇なく行政  
13 処分等を行うべきである。

14 さらに、廃棄物が混入されている盛土等であった場合は、廃棄物規制部局より、行為者等に対  
15 し速やかに行政指導を行った上で、対象となる場合は躊躇なく廃棄物処理法に基づく措置命令等  
16 を行い、厳正に対処するべきである。また、不法投棄を実施した者のみならず、これを知りつつ  
17 土地を提供する等した土地所有者等も行政処分等の対象となり得ることから、事実関係を精査の  
18 上、厳正に対処する必要がある。

## 20 3) 危険箇所対策等

21 災害危険性の高い盛土等については、人家等への影響や現場状況（災害履歴、地質等）に応じ  
22 た危険箇所対策等を講じることが重要であり、具体的には、抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、  
23 擁壁、堰堤等）、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢設置等）、詳細調査（測  
24 量、ボーリング、監視等）等を行うことが考えられる。

25 災害危険性の高い盛土等を対象に、法令等に基づく行政処分等を行ってもなお、行為者等によ  
26 る是正が困難であることが想定される場合、地方公共団体等が行為者等に代わり、行政代執行に  
27 よる手続きをとることを基本（緊急の場合には一部の手続きを経ないで代執行をすることを含む。）  
28 とし、速やかに危険箇所対策を行っていく必要がある。

29 また、地方公共団体を実施する危険箇所対策や応急対策、詳細調査については、国から地方公  
30 共団体に対し、行政代執行を含めた積極的対応を支援するものとする。

## 32 4) 危険箇所対策が完了するまでの間の措置

33 災害危険性の高い盛土等については、地方公共団体において速やかにその内容を公表し、住民  
34 に周知等を図ることが望ましい。それとともに、緊急の通報体制の構築等により盛土の変状等の  
35 異常が発生した際や台風の接近等で大雨による土砂災害の発生が予想される場合に近隣の住民の  
36 迅速な避難につなげる情報を発信する等、行政と住民の情報共有による被害の防止を図ることも  
37 重要である。把握された盛土等の情報を踏まえ、市町村の地域防災計画や避難情報の発令基準等  
38 の見直しの検討が必要となった場合には、都道府県の関係部局が連携し、市町村等への適切な助

1 言や支援を行うことが望ましい。

2 また、撤去等の措置により盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラ  
3 や定点観測等による現地状況の監視を行うことが重要であり、国による支援制度を活用すること  
4 も考えられる。

5 行政においては、撤去等の措置を実施する部局の対応のみではなく、危機管理部局や被害を生  
6 じるおそれがある公共施設の管理者、警察や消防等関係者が連携して対応することが重要である。

7

### 8 **③関連事業者への対応**

9 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）においては、建設業者が建設業法以外の法令に違反し、  
10 建設業者として不適当と認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該建設業者に対  
11 して必要な指示及び営業の停止を命じることができる。建設業者が盛土規制法に違反した場合に  
12 ついても、同法による処分の具体的基準である「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」  
13 に基づき必要な処分を行う。

14 建設現場等から土砂を搬出するトラック運送事業者については、搬出先が盛土規制法の許可等  
15 を受けているかどうかの確認を要請するとともに、許可地以外に運搬する等の悪質な行為を行っ  
16 た場合には、当該事業者を貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく指導・処分の  
17 対象とするものとする。

18 廃棄物処理法においては、廃棄物処理業者が廃棄物処理法以外の法令に違反し、廃棄物処理業  
19 者として廃棄物の適正な処理を確保することができないと認められる場合、当該廃棄物処理業者  
20 に対して事業の停止を命ずることができる。廃棄物処理業者が盛土規制法や貨物自動車運送事業  
21 法に違反した場合についても、適切に対処するものとする。

22

## 23 **二 基礎調査の実施について指針となるべき事項**

### 24 **1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方**

25 基礎調査は、法に基づく盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調  
26 査であり、都道府県等は、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね五年ごとに調査を行  
27 うことが必要である。そして、国は、都道府県等が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、  
28 技術面等の支援を行うものとする。

29 また、都道府県等は、調査を実施するに当たっては、盛土等に伴う災害関連情報を有する国及  
30 び地域開発の動向等をより詳細に把握する市町村の関係部局と緊密に連携する必要がある。

31 なお、調査に当たっては、都道府県等の職員だけでは、判断に迷う場合も想定されるため、必  
32 要に応じて、地盤工学等に精通する有識者等から意見を聴くことも考えられる。

33

### 34 **2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査**

#### 35 **（１）調査の実施に当たっての基本的考え方**

36 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域は、区域内で新たに行われる盛土等に関する  
37 工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行うことにより盛土等に伴う災害から人命を  
38 守るために都道府県知事等が指定するものである。

1 このため、都道府県等は、盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに規制区域の指定の  
2 ために必要な調査を実施する必要がある。

3 なお、調査の実施に当たっては、既存の区域や土地利用情報、地形データのほか、既往の調査  
4 結果等を活用することを基本とし、必要に応じて現地調査を実施する。また、地域の地形・地質  
5 や土地利用、盛土等に関する情報を有する市町村等と情報の共有を図る等連携して調査を実施す  
6 る。さらに、隣接する都道府県等とも、行政区域の境界における区域指定等について互いに整合  
7 が取れるよう調整する等、連携して調査を実施するよう努めることとする。

## 8 9 **(2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査**

10 宅地造成等工事規制区域は、市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば  
11 人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定するもの  
12 である。

13 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査として、以下に掲げるものを行う。

### 14 **①市街地等区域の抽出**

15 盛土等に伴う災害から人命を守るために保全する必要がある対象として、市街地若しくは市街  
16 地となろうとする土地の区域又は集落の区域を抽出する。さらに、これらの区域に隣接・近接す  
17 る土地の区域で、当該区域における盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地や集落等の人  
18 家等に危害を及ぼすおそれのある区域について、地形等を踏まえて抽出する。

### 19 **②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外**

20 ①で抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外する。区域の  
21 除外に当たっては、盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴  
22 う災害の発生状況等を踏まえて判断する。

### 23 **③宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定**

24 ①、②により抽出された区域をもとに、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定する。区域  
25 の設定に当たっては、規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する

## 26 27 **(3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査**

28 特定盛土等規制区域は、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等  
29 がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定するものである。

30 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査として、以下に掲げるものを行う。

### 31 **①盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認めら 32 れる区域の抽出**

33 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域を抽出  
34 する。具体的には、盛土等が崩落した場合に、流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、  
35 市街地や集落に到達しうる溪流等の上流域のほか、盛土等が崩落した場合に、市街地や集落以外  
36 の区域で盛土等に伴う災害から人命を守るために保全する必要がある人家等に危害を及ぼすおそ  
37 れのある区域について、地形等を踏まえて抽出するほか、土砂災害発生の危険性を有する区域や  
38 過去に大災害が発生した区域等を抽出する。

## ②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

①で抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外する。区域の除外に当たっては、盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえて判断する。

## ③特定盛土等規制区域の候補区域の設定

①、②により抽出された区域をもとに、特定盛土等規制区域の候補区域を設定する。区域の設定に当たっては、宅地造成等工事規制区域と重複する区域を除外するとともに、規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。

### (4) 基礎調査の結果の通知及び公表

(2)及び(3)の調査実施後、都道府県等は、速やかに関係市町村長等に対し、基礎調査の結果を通知する。具体的には、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行う。

また、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域の範囲を示した図面を公表する。その公表方法は、都道府県等のホームページでの公表を基本とする。

### (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

規制区域の指定後は、おおむね五年ごとに、土地利用状況等を確認し、変化が認められた場合は、規制区域の見直しの必要性を検討する。なお、土地利用状況等が変化し、規制区域を指定していないエリアにおいて、新たな規制区域の指定を検討する必要がある場合は、速やかに調査を行うものとする。

## 3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

### (1) 調査の実施に当たっての基本的考え方

造成宅地防災区域は、宅地造成等工事規制区域内の土地以外で、宅地造成に伴う災害の発生で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれ大きい一団の造成宅地を都道府県知事等が指定し、指定された造成宅地に対して災害の防止措置の勧告や命令等を行うことにより、災害の発生の防止を図るものである。

造成宅地防災区域に指定される可能性のある造成宅地については、指定の必要性について調査を行い、指定が必要な場合には、速やかに造成宅地防災区域を指定し、災害を防止する必要がある。

### (2) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

造成宅地防災区域指定の対象となる造成宅地は、地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地や、災害等により、地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の被害が生じている宅地である。

造成宅地防災区域の指定のために必要な調査として、以下に掲げるものを行う。

#### ①造成宅地防災区域に指定すべき大規模盛土造成地に関する調査

宅地造成等工事規制区域外にある大規模盛土造成地について、「4 盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な調査」に基づき、分布調査や、安全性把握の優先度調査、安全性把握調査を

1 行い、造成宅地防災区域の指定の必要性を検討する。

## 2 ②造成宅地防災区域に指定すべき被災宅地に関する調査

3 宅地造成等工事規制区域外で、災害等により、地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の被害が  
4 生じている宅地がある場合は、現地調査等を行い、造成宅地防災区域の指定の必要性を検討する。

### 6 (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

7 調査実施後、都道府県等は、速やかに関係市町村長等に対し、基礎調査の結果を通知する。具  
8 体的には、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行う。

9 また、造成宅地防災区域に指定すべき区域の範囲を示した図面を公表する。その公表方法は、  
10 都道府県等のホームページでの公表を基本とする。

## 12 4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

### 13 (1) 盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置づけ

14 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内にある既  
15 存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を  
16 実施することが求められる。このため、都道府県等は、既存の盛土等の分布や安全性について調  
17 査を実施することが必要である。

### 19 (2) 盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査

20 盛土等に伴う災害を防止するため、既存の盛土等に関する調査として、以下に掲げるものを行  
21 う。なお、区域指定前に行われた盛土等の調査の対象時期は、地域における盛土等の造成工事や  
22 災害発生状況、机上調査に必要な基礎資料の状況等を勘案して計画するものとし、調査の対象  
23 となる盛土等の規模は規制区域内の許可・届出の必要な盛土等とする。

#### 24 ①既存盛土分布調査

25 規制区域内の盛土等について、地形データ・空中写真・衛星データ等の時点比較による机上調  
26 査、大規模盛土造成地の調査等の既存の調査結果、法令の許可等の結果、現地確認等により得ら  
27 れた情報により、分布状況を把握する。把握された盛土等については、一覧表や位置図に整理す  
28 る。

#### 29 ②応急対策の必要性判断

30 把握された盛土等について、現地確認により盛土等の安定性を損なう著しい変状の有無等を確  
31 認し、応急対策の必要性を判断する。盛土等に著しい変状がある場合は、応急対策の実施対象と  
32 する。

#### 33 ③安全性把握の優先度調査

34 把握された盛土等について、盛土等のタイプや保全対象との距離、地形・地質等の条件から盛  
35 土等の有するリスク評価を行うとともに、現地調査により盛土等の変状の有無を確認し、盛土等  
36 の安全対策に関する優先度の評価・分類を行う。

#### 37 ④安全性把握調査

38 優先度調査の結果、詳細な調査が必要と判断された盛土等のうち必要なものについて、安全性

1 把握調査として地盤調査や安定計算を実施し、対策の必要性を判断する。

## 2 ⑤経過観察

3 安全性把握調査の完了していない盛土等や、優先度調査において当面安全性把握調査が必要ない  
4 とされた盛土等について、状況の変化や変状の発生等について現地確認等による経過観察を行  
5 う。

### 7 (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

8 調査実施後、都道府県等は、速やかに関係市町村長等に対し、基礎調査の結果を通知する。具  
9 体的には、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行う。

10 また、盛土等の土地の所在地を示した図面を公表する。その公表方法は、都道府県等のホーム  
11 ページでの公表を基本とする。

12

## 13 三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定に 14 ついて指針となるべき事項

### 15 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

#### 16 (1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

17 都道府県知事等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等  
18 規制区域の指定を行う。これら規制区域の指定は、盛土等に伴う災害から人命を守る上で基礎と  
19 なるものであり、基礎調査により規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、  
20 可及的速やかに指定を行うことが重要である。また、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リ  
21 スクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要である。

22 なお、規制区域の指定については、人家等に危害を及ぼしうる区域は網羅的に指定されることが  
23 重要であり、一括して指定されることが望ましいが、地形等の条件から、盛土等がなされた場  
24 合に特に危険性の高い区域においては、地域の実情に応じ、都道府県知事等の判断において、先  
25 行して規制区域に指定することも考えられる。

26 都道府県知事等は、規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長等の意見を聴く。また、  
27 市町村長は、規制区域を指定する必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出る  
28 ことができる。規制区域を指定するときは、当該規制区域を公示するとともに、その旨を関係市  
29 町村長に通知する。規制区域の公示の方法は、規制区域の範囲を示した図面を都道府県等のホ  
30 ムページで公表することを基本とする。

31 この他、規制区域の指定に当たっては、都道府県知事等及び関係市町村長等は、区域住民から  
32 の通報等の協力が得られるよう、必要に応じて説明会、広報誌等による PR 等について積極的な対  
33 応を図ることが望ましい。

34

#### 35 (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

36 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後、都道府県等は、規制区域について、  
37 都道府県等のホームページでの公表、都道府県の出先機関等での閲覧等を行い、事業者や住民等  
38 に対し、周知を徹底することが重要である。

1 また、都道府県知事等は、土地利用状況の変化等により、規制区域の見直しが必要となったと  
2 きには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ること  
3 が望ましい。

4 なお、関係市町村長等においても、土地利用状況の変化等により、新たに規制区域の指定が必要  
5 となったときには、速やかに都道府県知事に申し出ることが望ましい。

## 7 **2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項**

### 8 **(1) 造成宅地防災区域の指定**

9 都道府県知事等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、造成宅地防災区域の指定を行う。造成宅  
10 地防災区域の指定は、宅地造成に伴う災害の発生で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるお  
11 それが大きい一団の造成宅地における災害の発生の防止を図るものであり、基礎調査により造成  
12 宅地防災区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行う  
13 ことが重要である。

14 都道府県知事等は、造成宅地防災区域を指定しようとするときは、関係市町村長等の意見を聴  
15 く。また、造成宅地防災区域を指定するときは、当該区域を公示するとともに、その旨を関係市  
16 町村長に通知する。区域の公示の方法は、区域の範囲を示した図面を都道府県等のホームページ  
17 で公表することを基本とする。

18 なお、造成宅地防災区域の指定に当たっては、都道府県知事等及び関係市町村長等は、区域住  
19 民の協力が得られるよう、必要に応じて説明会、広報誌等による PR 等について積極的な対応を図  
20 ることが望ましい。

### 22 **(2) 造成宅地防災区域指定後の対応**

23 造成宅地防災区域指定後、都道府県等は、区域内の宅地所有者に宅地の安全性向上を促すとと  
24 もに、宅地所有者と共同して宅地耐震対策を実施する。

25 また、都道府県知事等は、必要な災害防止措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部  
26 又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部  
27 又は一部について同項の指定を解除する。

## 29 **四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項**

### 30 **1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等**

31 建設工事から発生する土のうち、廃棄物が混じっていないもの（廃棄物と分別後のものも含む。）  
32 は、水等と同様のどこにでもある自然由来のものであり、生活環境の保全上の支障を生じかねな  
33 い廃棄物とは異なり、それ自体が生活環境の保全や公衆衛生上の支障を生じるものではなく、崩  
34 落等の安全性に配慮して、適切に活用あるいは自然に還していくべきものであり、資源有効利用  
35 促進法等において再生資源としての利用促進が特に必要なものである。

36 このため、このような自然由来のものである土自体を、廃棄物と同一視して同様の規制の下に  
37 置くことは、経済活動に対して過度な規制となるおそれがあり適当ではないが、不法な盛土等の  
38 発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、盛土規制法と連携した建設発生土

1 の発生側での取組等として、建設発生土の搬出先の明確化等を図ることとする。

2 建設発生土の搬出先の明確化等を行うに当たっては、専門的知見を持ち建設工事の施工全般に  
3 責任を持つ元請業者側による取組と、その元請業者に建設工事を注文する発注者側、特に公共工  
4 事の発注者側による取組とを、一体的に行うことが重要である。

5 また、発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方  
6 公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

7 加えて、建設工事の施工に当たり、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう、設計・工法  
8 の改善や場内利用の促進を図ることが必要である。

9 また、本法の今後の施行状況等を踏まえ、盛土等に関する工事に携わる優良な事業者が評価さ  
10 れる仕組みについて検討するものとする。

11 盛土規制法の実効性を高め、盛土等に伴う災害防止を促進するためには、盛土等の行為に関す  
12 る出口規制と併せて、建設発生土の搬入・搬出プロセスの実態を把握し、必要な対策を講ずるこ  
13 とが必要である。

14 国は、建設現場等における建設発生土の搬入及び搬出について、定期的の実態把握を行うこと  
15 が必要である。また、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等を進め、  
16 指定された受入地に係る運搬費・処分費の適切な計上を徹底し、盛土規制法に基づく盛土等の許  
17 可地等に適正な運搬費や処分費が支払われるようにすることを通じて、受入地の確保を進めるこ  
18 とが必要である。加えて、ストックヤード等に搬入された建設発生土の適正な処理を担保するこ  
19 との重要性に鑑み、盛土規制法による厳格な出口規制と併せて、国はストックヤード等の管理運  
20 営の更なる実態把握に努め、必要な対策を講ずることとする。

#### 21 22 (1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等

23 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化に当たっては、搬出先の適正確保と資源としての  
24 有効活用を一体的に図っていくことが、建設発生土の不適正処理の防止に効果的であることから、  
25 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（以下「資源有効利用促進法」と  
26 いう。）等に基づく再生資源利用促進の仕組みを活用し、建設発生土を一定規模以上搬出する建設  
27 工事について搬出先の明確化を図ることとする。

28 具体的には、建設発生土の搬出先が適正であり、また、当該搬出先に実際に搬出されたことを  
29 事後的にも確認できるよう、元請業者は、再生資源利用促進計画の作成等に際して、搬出先にお  
30 ける盛土規制法に基づく許可等の有無の確認や、搬出時に搬出先から交付される土砂受領書等の  
31 確認をすることとする。さらに、国による資源有効利用促進法に基づく立入検査や勧告・命令の  
32 ほか、元請業者による再生資源利用促進計画の建設現場への掲示等を通じて建設発生土の不法盛  
33 土への悪用防止と適正な利用の徹底を図ることとする。

34 加えて、汚染された土壌の搬出防止を図るため、元請業者が再生資源利用促進計画を作成する  
35 際に、発注者等が行った土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）上の手続き結果を元請業者が  
36 確認し、搬出の可否を確認することとする。

37 また、元請業者による適正な搬出先の選定に資するよう、盛土規制法に基づく盛土等の許可地  
38 一覧表について、元請業者等へ周知を行う必要がある。



1 発注者は建設工事の注文者として、自らの工事から発生する土砂とその適正処理について関心  
2 を持ち、必要な費用等を適切に負担することが求められる。

3 このため、発注者は、建設発生土の適正な処理が行えるよう、契約締結時における適切な費用  
4 負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について元請業者と適切に協議することが求  
5 められる。

6 また、発注者が自らの建設工事から発生する土砂とその搬出先等について情報を得て、必要に  
7 応じてその変更等を求めることができるよう、元請業者は再生資源利用促進計画の建設現場への  
8 掲示に先立ち、その内容を発注者に報告・説明することとする。

9 さらに、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、公共工事の発注者  
10 と同様に、指定利用等の取組の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われ  
11 ることを確認する等、建設発生土の適正処理にこれまで以上の積極的な役割を果たすことが期待  
12 される所であり、とりわけ公益性の高い事業を行っている会社等は率先して取り組むことが  
13 求められる。

## 14 (2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等

15 公共工事においては、発注者が行政主体であることから、指定利用等の取組を徹底していくこ  
16 とが重要である。公共工事のうち国発注工事においては、従前より指定利用等を適用しており、  
17 ほぼ全ての工事で指定利用等が図られている。引き続き、指定利用等の実施について全省庁で取  
18 組を徹底する必要がある。

19 一方、地方公共団体の発注工事では、指定利用等の適用は一定程度進んでいるものの、国と比  
20 較すると、なお改善の余地がある。今般、盛土問題が地方公共団体共通の大きな課題となってい  
21 ることを踏まえ、地方公共団体各々が自らの問題として、建設発生土の有効利用等について主体  
22 的かつ積極的に取り組んでいくことが強く求められており、地方公共団体は自らの発注工事にお  
23 いて指定利用等の原則実施を目指すことが重要である。

24 また、指定利用等の促進に当たっては、発注者が工事の発注段階で建設発生土の運搬費・処分  
25 費を適切に計上する等、現場の関係者が円滑に対応できるような環境を整え、実効性を確保して  
26 いくことが必要である。地方公共団体発注の公共工事については、各地方ブロックにおける副産  
27 物対策協議会を活用して、国から、指定利用等の徹底や、それに伴う適切な処理費の負担等につ  
28 いて周知を行うことも重要である。

29 国は、公共工事における指定利用等の実施状況について、定期的にフォローアップを実施する  
30 とともに、フォローアップの状況等を踏まえ、その結果を公表する等、地方公共団体における指  
31 定利用等が促進される方策を推進すべきである。

## 32 (3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

### 33 ①建設発生土の工事間利用の促進

34 建設発生土を工事間で有効利用することは、建設発生土の需要を拡大し、不法盛土の発生の防  
35 止を図る上でも重要である。

36 このため、一定規模以上の土砂の搬入を行う建設工事の施工に際し、元請業者が再生資源利用

1 計画を作成し、他工事等からの建設発生土の更なる有効利用を図ることとする。

2 また、各地方協議会等において、建設発生土の需給状況や、盛土規制法に基づく盛土等の許可  
3 地一覧等について情報を共有し、工事間の利用調整を行う等、建設発生土の更なる有効利用を促  
4 進するための取組を講じることが重要である。

5 さらに、公共工事間はもとより、官民の工事間利用を促進するため、公共工事、民間工事にお  
6 けるマッチングシステムを積極的に活用するよう、国から各地方協議会等を通じて、地方公共団  
7 体や建設業団体、民間発注者に対して継続的に依頼を行う。また、工事間利用等の好事例につい  
8 て共有することが望ましい。

9 国では、必要に応じ、工期・土質等の異なる工事との利用調整のため、自らの事業用地等に一  
10 時的に建設発生土を保管する等の取組を行っている。地方公共団体発注の公共工事においても、  
11 工期・土質等の異なる工事間での利用のため、自らも同様の取組を行う必要がある。

12

## 13 ②事業の計画・設計段階からの取組の推進

14 公共工事、特に国発注の公共工事においては、建設発生土の発生抑制や有効利用の取組推進等、  
15 事業の計画・設計段階から必要な対策を検討するよう率先して取り組むことが重要である。

16

## 17 2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

18 廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上  
19 で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要がある。

20 廃棄物の処理については既に厳格に規制されているところではあるが、廃棄物が混じった盛土  
21 の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要である。

22 また、これらの取組を行ってもなお廃棄物が混じった盛土が発生した場合の、早期発見及び迅  
23 速な行政処分等を可能とするための対処体制を確立することも不可欠である。

24

### 25 (1) マニフェスト管理等の強化

26 建設現場への立入調査時に、排出事業者(元請業者)のマニフェスト交付を確認すること等で、  
27 産業廃棄物の適正処理を確保することが重要である。

28 産業廃棄物の不法投棄は、ピーク時の平成10年代前半に比べ大幅に減少しているが、令和  
29 2年度においても新たに年間139件、総量5.1万トンの不法投棄が判明している。また、投  
30 棄件数の7割以上、投棄量の7割以上が建設系廃棄物であることから、建設工事における電子マ  
31 ニフェストの利用を促進することにより、産業廃棄物の不適正処理を防止することが求められる。

32

### 33 (2) 関連事業者の法令遵守体制

#### 34 ①建設現場パトロールの実施

35 建設現場における廃棄物混じり土の分別促進・適正処理の徹底を図るため、地方公共団体の建  
36 設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携して建設現場パトロールを実施する。

37 具体的には、「廃棄物混じり土」や「土壌汚染対策法の手続き結果の確認」も確認対象とし、建  
38 設現場パトロールにおいて法令遵守の指導や法令違反の疑いが発見された場合には関係部局へ通

1 報等を行うことが重要である。また、建築確認部局とも連携した現場の選定により建設現場パト  
2 ロールの効果的な実施を図っていくことや、いわゆる抜き打ちによる確認も重要である。

#### 4 ②廃棄物処理法に違反した関連事業者への対応等

5 廃棄物混じり土の適正処理の徹底を図るため、建設業許可の更新時や建設業法に基づく立入検  
6 査の機会、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく  
7 届出の機会を捉え、建設業許可行政庁及び地方公共団体の建設リサイクル担当部局は、廃棄物混  
8 じり土の適正処理等について関係者に注意喚起を行う必要がある。また、建設業法においては、  
9 建設業者が建設業法以外の法令に違反し、建設業者として不相当と認められる場合、国土交通大  
10 臣又は都道府県知事は、当該建設業者に対して必要な指示及び営業の停止を命じることができる。  
11 建設業者が廃棄物処理法に違反した場合についても、処分の具体的基準である「建設業者の不正  
12 行為等に対する監督処分の基準」に基づき必要な処分を行う。

#### 14 ③関係部局間における優良事例・対策の共有

15 廃棄物の不適正処理事案への対応について、廃棄物規制部局と警察が密接に連携してきた経験  
16 を踏まえ、警察との連携等に関する優良事例を収集し、不法な盛土等の対応に当たっても参考に  
17 できるよう、盛土規制法所管部局にも共有するものとする。

18 また、地方公共団体の廃棄物規制部局、土壤汚染担当部局及び盛土規制法所管部局に対して、  
19 廃棄物混じり盛土事案への対応のポイントを説明・共有すること等により、廃棄物混じり盛土の  
20 発生防止及び適切な対応を図ることが不可欠である。

#### 22 (3) 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

23 地方公共団体の関係部局間において、入手した不法な盛土等に関する通報情報を共有すること  
24 で、不法な盛土等の早期発見に努めるよう促すとともに、関係法令に基づく行政処分等の迅速化  
25 と警察への告発等について周知徹底し、対処体制の確立を促すものとする。

26 産業廃棄物の不法投棄等事案に対する支援事業、及び国民からの通報等で盛土関係事案の情報  
27 を入手した場合は、盛土規制法所管部局へ情報提供を行う等、連携体制を確立することも重要で  
28 ある。

#### 30 3 盛土等の土壤汚染等に係る対応

31 盛土等の土壤汚染等対策については、まず、土壤汚染対策法に基づく調査や、土地所有者等による自主的な調査等の情報を幅広く活用して、汚染された土壌が盛土等に不適切に利用されることを防ぐことが重要であり、盛土規制法所管部局が土壤汚染等担当部局と連携し、情報共有等を行うことが不可欠である。

35 また、上記の調査の結果、盛土等の一部に汚染があることが判明した場合や改良材等に起因する土壤汚染の懸念が生じた場合に、土壤汚染対策法に基づく報告徴収・立入検査の実施や、状況に応じた調査命令の発出による早期の状況把握に努めるよう、国から地方公共団体に対し促すものとする。地方公共団体は、土壤汚染対策法に基づく区域指定等を行い、必要に応じて地下水等

1 経由の摂取や直接摂取による人への影響を防止する合理的な措置をとることが重要である。

2 加えて、汚染土壌の適切な管理を確保するため、国は、地方公共団体を通じ、区域指定の申請  
3 制度の活用を土地所有者等に対して促すとともに、土壤汚染対策法に基づく区域指定がなされて  
4 いない地域から汚染土壌を搬出・処理する場合であっても、土壤汚染対策法の規定に準じ適切に  
5 取り扱うよう、発注者等に対して促すものとする。

#### 7 4 太陽光発電に係る対応

8 盛土規制法に基づく規制区域内において、太陽光発電設備の設置にあたって一定規模以上の盛  
9 土等を行う場合は、あらかじめ同法に基づく許可等が必要となる。盛土規制法所管部局において  
10 は、関係する土地利用規制担当部局等と情報を共有しつつ、適切に対応することが必要である。

11 また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以  
12 下「再エネ特措法」という。）では、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する際の基準の一つ  
13 として、関係法令遵守が位置付けられており、盛土規制法や森林法、農地法等の関係法令に違反  
14 した場合には、関係省庁・地方公共団体間で違反情報等の共有を図るとともに、再エネ特措法の  
15 規定に基づき、速やかに違反の解消を促すべく、関係者間で連携して厳格に対処するものとする。  
16 また、太陽光発電設備の特性を考慮した関係法令の運用のあり方等を踏まえ、必要な場合には、  
17 見直し等の検討を行うものとする。

18 加えて、国においては、再エネ特措法に基づく認定設備と盛土可能性箇所データ等を重ね合わ  
19 せた情報の提供や、地方公共団体を集めた連絡会等の活用により、地方公共団体との連携を強化  
20 するものとする。

21 さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）に  
22 より、市町村は、地域の脱炭素化を促進する施策の一つとして、再生可能エネルギーを活用した  
23 事業（地域脱炭素化促進事業）の対象となる促進区域を定めるよう努めることとされている。促  
24 進区域設定の検討に当たっては、土砂災害の防止の観点から規制されているエリアについて、近  
25 年の土砂災害等の懸念を踏まえつつ、関係法令等を考慮し、土地の安定性を含む環境保全や自然  
26 災害に起因したリスク回避等の観点から適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必  
27 要である。

28 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令で定める発電設備の技術基準については、  
29 具体的な技術仕様に関するガイドラインが策定されており、これを設置者に適切に遵守させるた  
30 め周知を徹底するとともに、地域における土砂災害警戒区域等の災害により被害を受ける懸念が  
31 高いエリア等に立地する太陽光発電設備への再エネ特措法に基づく調査（約 5,000 件）を踏まえ、  
32 災害リスクが高い設備について、優先的かつ機動的に電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基  
33 づく立入検査を実施し、その結果の活用を含め関係省庁との連携を強化する。